

令和 8 年 3 月 26 日

これまでの検討状況の振り返り

1 概要

産業廃棄物最終処分場に係る新たな環境施策として法定外税の導入を検討するための有識者会議での議論について、現時点での検討状況を論点ごとに整理する。

2 論点（有識者会議に示した資料）

(1) 法定外税の必要性について

(2) 法定外税の検討 その 1

ア 新たな法定外税のイメージ（案）

イ 税の用途（税区分、目的税か普通税か）

(3) 法定外税の検討 その 2

ア 課税客体（課税の対象とされる物・行為又は事実）

イ 課税標準（課税客体を具体的な数量や金額で示したもの）

(4) 法定外税の検討 その 3

ア 納税義務者

イ ゾーニング

3 各論点に対する事務局案と有識者意見

(1) 法定外税の必要性について

ア 新たな環境施策の目的について

令和 7 年 11 月の議会全員協議会における報告資料に基づき最終処分場の拡張抑制と様々発生する行政需要に対する財源確保のために法定外税を導入したいと説明したところ、次のような意見があった。

〔有識者意見〕

- ・行政需要を根拠の一つとして課税することは難しいと考える。別の主たる根拠によることを検討すべき。
- ・環境基本法第 22 条第 2 項及び君津市環境保全条例第 12 条第 2 項を根拠とすれば、財政需要を具体的に試算しない限り税率が試算できないという議論には陥らない。
- ・産廃行政を直接的に所管しない市町村が産廃税を創設する場合には、誘導型の税制で仕組んでいくというところが一つの特徴になるのではないかと。

これらを踏まえて、新たな環境施策の目的は、水源地に立地する産業廃棄物最終処分場の更なる増設や新たな事業者による立地を抑制することであり、これに取り組む過程で得られる税収を活用し、処分場に起因して発生あるいは発生するであろう様々な行政需要に対応していくこととした。

イ 課税の根拠

環境基本法第 22 条第 2 項及び第 36 条並びに君津市環境保全条例第 12 条第 2 項の規定による「環境の保全上の支障を防止するための適正な経済的負担を求める措置」として課税する。

ウ 行政需要（財政需要）について

財政需要（行政需要）の存在は、地方税法上の（国の）同意要件ではなくなったが、依然財政需要の存在は税の一般原則に照らして重要な要件であり、自治体が説明責任を負っている。

引き続き、処分場が立地することによる様々な環境負荷のイメージ図（別紙）の修正を続けるなど、説明を尽くしていく。

〔有識者意見〕

・財政需要を具体的に試算する必要はないが、環境負荷、市民生活の影響が確かに存在していることを具体的に示すことは必要であり、この抑制すべき負荷が整理されれば、自ずと財政需要の存在も証明できる。

エ 税以外の手段によることの検討状況

- ・条例による立地規制は、廃掃法に抵触するリスクが高く、困難である。
- ・協力金や協定には、強制力がなく、実効性に欠ける。

(2) 税の使途

条例上使途を特定した法定外目的税とすることも考えられるところ、次のような意見があった。

〔有識者意見〕

- ・目的税なのか普通税なのかは、それぞれどのような理由があるのか考えるべきで、目的税については納税者の納得を得やすいということだが、現在一社しか立地していない君津市にそのメリットが認められるか。
- ・(廃棄物最終処分場については、) 受益と負担の関係を厳密かつ合理的に説明することは難しいのではないか。

これらを踏まえて、原則通り法定外普通税として制度設計していくこととする。

なお、条例上使途を特定しないものの、得られた税収については処分場が立地する基礎自治体として生じる様々な問題に対処するなど、市の環境保全のための施策に係る費用に充てることを基本とする。

(3) 課税客体・課税標準

当初、客観的に担税力（税を負担できる経済的な能力）の存在を推定させるものとして、施設の拡張抑制に直接効果が見込める規模割を課税客体とすることが考えられるとしたところ、次のような意見があった。

〔有識者意見〕

- ・「伝統的な税」と同じような枠組みで考えるのは、君津市の考えている法定外税には馴染まないのではないか。そこをスタートに考える必要はないのではないか。
- ・環境税の専門家が見るとかなり違和感のある内容ではないかと思う。
- ・課題を解決する、誘導するための手段として、原因者に負担を求めるものと考えればよい。規模に応じて負担を求めれば、担税力は推認でき、租税法の原則の議論をする必要はないと思う。実務上は、このような理屈で通せるのでは。
- ・財源調達を主目的とはしない、環境負荷に着目した環境負荷の抑制を誘導するような性質を持つ税ということだが、あくまで法定外税であるということと同じような税がほかの自治体でも行われていることには注意すること。

これらを踏まえて、拡張抑制の効果が見込めるかに焦点を当てて資料を修正したところ、次のような意見があった。

〔有識者意見〕

- ・重量割については保留しつつ、直接的な効果が見込める規模割に絞って検討することでよいのでは。
- ・規模割の規模については、様々オプションがあるようだがひとまず施設全体の容量（計画容量）として議論を進めてもよいのではないか。

これらを踏まえて施設の設置（増設、新設）を抑制することへの直接的なインセンティブが期待できる施設の規模に応じた課税（＝規模割）を主軸に、課税客体については廃棄物最終処分場における埋立地部分とし、課税標準については廃棄物最終処分場の埋立（計画）容量（円/m³）として議論を進めていくこととした。また、重量割については、規模割の税負担水準を検討する中で、補完的な役割が必要な場合に検討するオプションとして保留することとした。

なお、埋立（計画）容量はその規模に応じた収益が見込まれ、規模を拡大するということ自体収益が見込まれることの現れであるといえることから経済的価値（担税力）が推認できると考えられる。

(4) 既存施設に対する課税の可否

当初、租税法律主義から導き出される不利益遡及禁止の原則に照らして既存施設に対して施設の拡張をなるべく抑制するための課税をすることは許されないのではないか問題としたが、次のような意見があった。

〔有識者意見〕

- ・ 既存施設と新規または増設の施設を区別せず、一律に課税することが「公平」である。
- ・ 過去の設置行為を問う「真正遡及」ではなく、賦課期日において施設が存在し環境負荷を与えているという「現在の状態」に着目する期間税であれば、不利益遡及の問題は生じないはずである。
- ・ 既存、新規を問わず一律の負担を求めるシンプルな一本の構造にすべきである。二階建ての複雑な説明よりも、施設全体としての環境リスクの大きさに応じた適正なコストを課すことで、事業者の経営判断を介して結果的に拡張を抑制するというロジックの方が理解されやすいのではないか。

これを踏まえて、環境負荷を根拠とした課税と拡張を抑制するための課税の2つに分けて考えるのではなく、施設が存在することによる環境負荷を捉え、既存・新規施設を問わず一律に課税することにより法的安定性を確保し、コスト増により結果的に（経営判断により）拡張が抑制されるような制度設計を進めていくこととする。

(5) 処分場のライフサイクルにおける課税対象（期間）

環境リスクの発生から解消まで課税とした場合の基本的な考え方は、次のとおりとなる。

- ・ **始期**：施設の「存在」が確定し、環境リスクが発生し始める段階として、施設の設置許可時（または稼働開始時）とする。
- ・ **終期**：廃棄物の埋立が終了した後も、水処理等の管理が必要な期間がリスクが存続するため、「施設の廃止」を終期とする。

なお、埋立終了後の維持管理期間は事業収益が得られないため、事業者の過重な負担とならないよう、フェーズに応じた税負担の軽減や特例措置（卒

業)を検討する必要がある。

(6) 納税義務者について

施設の「存在」に着目する税制であるため、廃棄物処理法第 15 条の規定により、廃止までの長期にわたり施設の維持管理責任を負う「設置許可者(施設設置者)」を納税義務者とすることが適当である。

(7) ゾーニングについて

課税対象となる産業廃棄物最終処分場は、水源地ゆえの環境リスク(外部不経済)の大きさに着目した合理的な区別として、市内全域ではなく水道水源保護条例上の「水道水源保全地域」に立地するものに限ることとする。

別紙 本市の課題（イメージ）

